所定疾患施設療養費算定状況について

平成２４年４月の介護報酬改定により、老人保健施設に於いて入所者様の医療ニーズ
に適切に対応する観点から、所定の疾患を発生した場合における施設での医療について、
以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者様の状態
   - ・肺炎
   - ・尿路感染症
   - ・帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また１回に連続する７日を限度として、月１回に限り算定。
3. 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
4. 請求に際して、診断を行った結果、治療内容を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和３年度所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和３年度									令和４年度		
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
肺炎	人数	2	2	0	0	0	0	3	1	0	1	1	2
	日数	7	10	0	0	0	0	13	2	0	1	5	5
尿路感染症	人数	1	3	1	2	0	2	4	3	4	0	3	6
	日数	3	14	3	10	0	10	20	15	25	0	15	31
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0